

【韓国】海洋における権益保護及び安全に係る法整備

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2016 年末から 2017 年前半にかけて、海洋の権益保護及び安全に係る複数の法律が制定又は改正された。「領海及び接続水域法」等の 5 つの法律について紹介する。

1 背景

韓国は 1996 年に国連海洋法条約（以下「海洋法条約」）を批准し、国内法にも海洋法条約の内容が反映された。しかし、条約の内容の全てが国内法に反映されたわけではなかった。大韓民国憲法は、条約は国内法と同様の効力を有すると規定している（第 6 条第 1 項）ため、条約の内容を別途、国内法で包括的に規定する必要はないとされる。しかし、近年、東シナ海の海洋権益をめぐる周辺国との対立が表面化してきていることから、海洋法条約の内容を積極的に国内法に反映させ、海洋権益を対外的に一層強く主張するための法改正が行われることになった。また、外国漁船の違法操業や海賊被害への対策を強化する必要も生じていたことから、これらへの立法措置も講じられた。

2 領海及び接続水域法（改正）

韓国の「領海法」（1977 年 12 月制定）は、海洋法条約批准に当たり、同条約で規定する「接続水域」に係る条項を新設する法改正（1995 年 12 月）が行われ、「領海及び接続水域法」に題名変更された。2017 年 3 月 21 日、「接続水域」に係る海洋法条約の内容を包括的に反映させる法改正が行われ、「大韓民国の領海及び接続水域に関連してこの法律に規定のない事項に関しては、憲法の規定により締結・公布された条約又は一般的に承認された国際法による」と明示された（同日施行）。

3 排他的経済水域法（改正）

海洋法条約で規定する 200 海里的排他的経済水域（以下「EEZ」）に係る国内法を整備するため、1996 年 8 月、「排他的経済水域法」（以下「EEZ 法」）が制定されたが、海洋法条約に大陸棚関連規定があり、別途の立法措置は必要ないとの判断から、大陸棚関連規定は盛り込まれなかった。しかし、国内法に明示的な規定がないために、海洋権益保護に係る国家意思を疑われかねないという懸念が生じたことや、既に日本及び中国においては大陸棚関連規定を盛り込んだ EEZ 関連法（日本の「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」（平成 8（1996）年法律第 74 号）及び中国の「排他的経済水域及び大陸棚法」（1998 年制定））が整備されていることを踏まえ、2017 年 3 月 21 日、韓国の EEZ 法にも大陸棚関連規定を盛り込むための法改正が行われた（同日施行）。

今回の法改正により、法律の題名が「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」に変更され、海洋法条約の規定に基づいた韓国の大陸棚の範囲、権利等に係る条項が新設された。

4 海洋警備法（改正）

この法律は、外国漁船の違法操業や海上テロ等に効果的に対処し、海上の安全保障を確保することを目的として、2012 年 2 月に制定された法律である。2017 年 4 月 18 日、違法

操業船の取締りを強化するための法改正が行われた（同年 10 月 19 日施行）。

今回の法改正により、共用火器（2 人以上の人員で操作する艦砲等の火器）の使用条件に、「船舶等が 3 回以上停船又は移動の命令に従わず、警備勢力に集団で危害を及ぼし、又は危害を及ぼそうとする場合」が加えられ、違法操業船の集団的抵抗に対して共用火器が使用できる根拠規定が新設された。

また、これまでは正当な事由なく臨検を拒否、妨害又は忌避した者は、300 万ウォン（1 ウォンは約 0.1 円（平成 29 年 6 月分報告省令レート））以下の過料に処するとされていたが、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に改められた。

5 排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律（改正）

この法律は EEZ 内における外国人の漁業活動を規制するため、EEZ 法と同じく 1996 年 8 月に制定された。2012 年 5 月、違法操業対策の強化を目的とした法改正により、EEZ 内の違法操業等に対する罰金の上限引上げ（1 億ウォンから 2 億ウォンへ）、違法操業船の漁具・漁獲物等を没収できる条項の追加等が行われた。さらに 2016 年 12 月 27 日、違法操業対策を一層強化するための法改正が行われた（同日施行）。

今回の法改正により、違法操業の中でも悪質な、無許可操業及び特定禁止区域（漁業資源の保護等のために大統領令で定められた区域）内での操業に対し、罰金の上限が更に引き上げられ、3 億ウォンとされた。また、これらの外国人違法操業で、自国の操業許可も得ていなかったものについて、漁具・漁獲物等を没収することが義務化された。

6 国際航海船舶等に対する海賊行為被害予防に関する法律（制定）

2016 年 12 月 27 日、韓国の領海外における海賊対策を目的とした「国際航海船舶等に対する海賊行為被害予防に関する法律」が制定され、海賊対策に民間警備会社及び民間武装警備員を活用するための根拠規定等が整備された（2017 年 12 月 28 日施行）。

同法は第 1 章（総則）、第 2 章（海賊行為被害予防総合対策の策定等）、第 3 章（海賊行為被害予防のための措置）、第 4 章（海上特殊警備業）、第 5 章（海上特殊警備業務の遂行等）、第 6 章（補則）、第 7 章（罰則）の全 7 章（本則 47 か条及び附則）から成る。

同法の制定により、①海洋水産部（部は省に相当）長官による「海賊行為被害予防総合対策」の策定・実施、②海上特殊警備業の許可要件、③海上特殊警備員の乗船、武器使用等に係る事項が規定された。

参考文献（インターネット情報は 2017 年 6 月 14 日現在である。）

- ・藤原夏人「韓国における海洋関連法制—排他的経済水域（EEZ）をめぐる立法動向を中心に—」『外国の立法』No.259, 2014.3, pp.99-106. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8433520_po_02590008.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・「[2001834] 영해 및 접속수역법 일부개정법률안(김도읍의원 등 10 인)」<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U1W6U0F8Y2R6D1Q1F0D7M5Y3M9X1Y8>
- ・「[2005893] 배타적 경제수역법 일부개정법률안(대안)(외교통일위원장)」<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V1C7V0S2I2K2R0T9N4W9E1L9S5O9B6>
- ・「[2006463] 해양경비법 일부개정법률안(대안)(안전행정위원장)」<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I1V7H0V3C2P4D1K2O1U5L3Q4M5M4D0>
- ・「[2004195] 배타적 경제수역에서의 외국인어업 등에 대한 주권적 권리의 행사에 관한 법률 일부개정법률안(대안)(농림축산식품해양수산위원장)」<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M1H6Z1I1C2Q8P1O6O5K2K2W5R9Q1F7>
- ・「[2002224] 국제항해선박 등에 대한 해적행위 피해예방에 관한 법률안(황주홍의원 등 16 인)」<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V1C6Z0K9G0Y8K1H5R4M8N0H3D0N7W9>